

條例第五號(案)

福生町參與條例は之を廃止する。

附則

本條例は公布の日から之を施行する。

提案理由

従来町村制第六十八條により條例を以て参与を置く制度があつたが
地方自治法の施行に伴ひ此の制度が廃止になつたので附随的に本條例も
廃止しようとするのであります。

議案第六號議案

福生町税及其の賦課徴収條例の一部改正の件

福生町税及其の賦課徴収條例の一部を左のとおり改正するものとする。

昭和三十一年五月三十一日提出

福生町長 岸徳次郎

別表中

「國税附加税」の一部を全部削る。

「都税附加税」

「ダンサー税」一本税百分の百の次に

「地租附加税」

「地」地賃貸價格、百分、十四・四
「他」地賃貸價格、百分、四十三・二

「家屋税附加税」

賃貸價格、百分、三十五・二

營業稅附加稅
船舶稅附加稅

營業稅附加稅 百分九
船舶稅附加稅 本稅二付百分九

を加える。

附則

本條例は昭和三十一年度分の町税からこれを適用する

提案理由

地方税法の改正により昭和三十一年度から國税の地方移管に附加税標準率の変更がありましたので、本條例を改正しようとするのであります。

第七號議案

東京都都税三收益税附加税臨時増徴條例改定件

東京都都税三收益税附加税臨時増徴條例を別紙のとおり改定するものとする。

昭和三十一年五月二十一日提出

福生町長 岸徳次郎

東京都都税三收益税附加税臨時増徴條例案

東京都都税三收益税に對する附加税は福生町税及其の賦課徴収條例の規定に拘らず東京都知事の許可を得て昭和二十二年年度分に限る左の通り増徴するものとす

税目	賦課率
都税附加税	
地租附加税	宅地 賃貸價格の百分の二十四 その他土地 賃貸價格の百分の七十三
家屋税附加税	賃貸價格の百分の四十二
營業税附加税	營業總益の百分の十五

提案理由

昭和二十一年度に於ては初級中學校の建設、防疫衛生費の増加に依り相當多額の財源を必要とするので、増止むを得ず地方税法第五十八條の規定により本年度に限り制限外課税をしようとするのであります。

議案第八號

財産賣却に關する件

上記財産を申請に基いて其の申請者に賣却するものとする
依而此方自茲起第二百四十三條但書の規定により 同意
を求め

昭和二十二年五月二十日提出

福生町長 岸徳次郎

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 一 賣却物件の所在地 | 大字熊川ニ。番地 |
| 二 賣却物件名 | 廢止町村道 |
| 三 賣却物件の數量 | 地積十八坪三合二勺 |
| 四 物件の賣却價格 | 一坪当 四円三十二銭
計 七十九円十銭
貸賃價格 四八倍 |
| 五 賣却相手方 | 大字熊川ニ。番地 十牛院 |

六 賣却條件

名義書換に關する一切の手續及費用は申請者の負担とする。

提案理由

本件は申請者の申請に基いて認定を變更する大宇熊川元番地と地先を
左の番地先に至る新舊町村道へ差額土地を賣却して申請者に賣
却するが公益上最も適当なものであります。

議案第九號

監査委員選任に關する件

上記の者を監査委員に選任したいから
地方自治法第百九十大條の規定に
より町會の同意を求め

昭和二十二年五月三十一日提出

福井町長 岸徳次郎

議員

學識経験者

田村利一

藤井廣

第十號議案

福生町吏員懲戒委員會の委員任命の件

地方自治法施行規程第甲條の規程により左記の者を福生町吏員懲戒委員會の委員に任命し、町會の同意を求める。

昭和二十二年五月三十一日提出

福生町長 岸徳次郎

吏員

書記

内田 勇

學識経験者

田村 福一

高橋 頼四

諮問第一號

町村道路線一部変更の件

福生町會

町村道路線の一部と別紙の通り申請に依り変更しようと思ふ。
仍て道路法施行令第2條の規定により其の會の意見を諮る。

昭和三年五月二日提出

福生町長 岸徳次郎

昭和三年五月二日提出
福生町會
福生町長 岸徳次郎